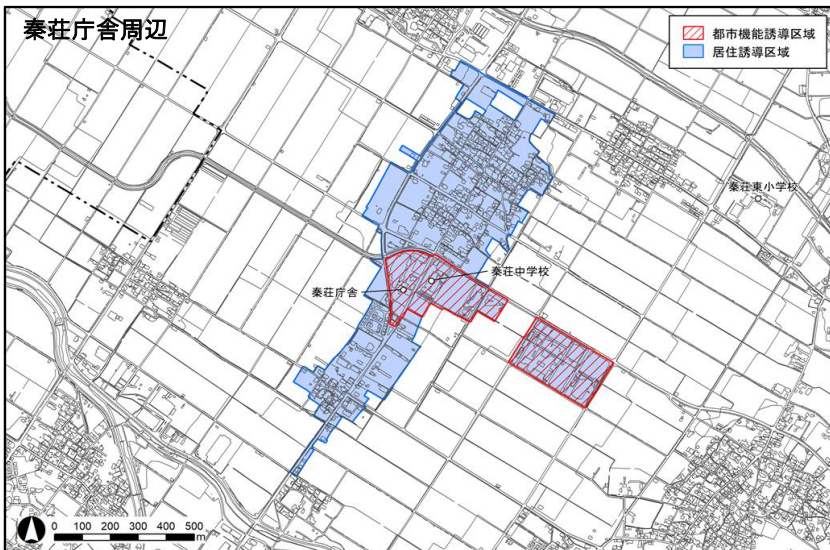
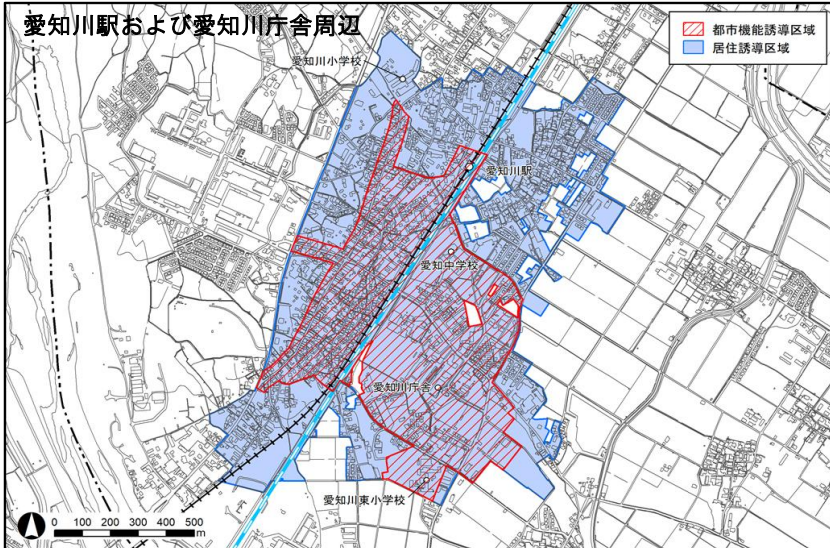




# ● 居住誘導区域・都市機能誘導区域

愛荘町の居住誘導区域および都市機能誘導区域は次のとおり設定しています。(青色色：居住誘導区域／赤斜線：都市機能誘導区域)



## < 誘導施設 >

都市機能	誘導施設
行政機能	町役場
介護福祉機能	福祉センター 地域包括支援センター 高齢者福祉施設 障害者福祉サービス施設
子育て機能	子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保育所 幼稚園 認定こども園
商業機能	大規模小売店舗 (1000㎡以上の小売店舗)
医療機能	病院 診療所
金融機能	銀行 郵便局
教育・文化機能	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校  図書館 公民館 その他教育文化施設

※詳細な図は、町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。  
(下記QRコード参照)

# ● 届出の流れ

届出書は行為に着手する日の30日前までに[町建設・下水道課](#)へ1部提出してください。



## 【注意事項】



- ◆届出は開発許可申請(愛荘町開発指導要綱・都市計画法第29条開発行為等)や建築許可申請に先行して提出してください。
- ◆添付書類は町ホームページを参照し、届出書の様式は町ホームページからダウンロードしてください。(※令和5年9月1日から取得可能)
- ◆受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を用意してください。
- ◆虚偽の届出や、届出をしないで開発行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。
- ◆届出義務に関する規定が、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。

問合せ先

愛荘町建設・下水道課 (愛荘町役場秦荘庁舎1階)  
〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地  
TEL.0749-37-8052 FAX.0749-37-4444  
E-MAIL kensetsu@town.aisho.lg.jp



町ホームページ  
QRコード